

ま す ます

し あ わ せ

子 育 て ガ イ ド ブ ッ ク



令和 5 年版

益子町



もくじ

子育てカレンダー

子育てカレンダー 4

赤ちゃんが生まれるまで

母子手帳の交付	6
妊産婦医療費助成等	6
出産準備手当	7
出産・子育て応援ギフト	7
ママパパ広場	7
おもいやり駐車スペース	8
出産育児一時金	8
不妊治療	8

赤ちゃんが生まれたら

出生届の提出	9
児童手当認定請求・額改定申請	9
こども医療費助成	9
新生児聴覚検査助成	10
低出生体重児の届出	10
こんにちは赤ちゃん訪問	10
産後ケア	10
おむつ購入助成事業	11
チャイルドシート等購入費補助	11
とちぎ笑顔つぎつぎカード	11

赤ちゃんの成長・健康

乳幼児の健診等	12
予防接種	12

子育て支援

保健センター	14
・育児・離乳食相談	
・あかちゃんマッサージ	
・おっぱい相談	
・あかちゃん体操	
・ことばの教室	15
・おやこ心理相談	
ファミリー・サポート・センター	15
地域の子育て支援施設	16
・ましコココハウス	
・おやこクラブさくらんぼ	17
・たからキッズクラブ	
・ひよこクラブ	
・子育てサークル	
モンチッチ、すずめの学校	
・中央公民館	
・やわらぎ児童館	
地域の公園	19



保育園・認定こども園

利用のための認定について	20
保育園・認定こども園一覧	21
入園申込について	22
保育料について	23
・利用者負担額	
・保育料の助成	
・副食費の免除	



特別保育事業	24
・延長保育	
・一時保育	
・預かり保育	
・病児保育	
子育て施設マップ	25

学校・教育

小学校入学	26
小・中学校の転校	26
教育支援センター	27
特別支援学校への入学	28
就学の猶予・免除	28
教育相談、援助	28
放課後児童クラブ	29

手当・助成

子育て応援手当	30
児童手当	30
こども医療費助成制度	31

病気や体が不自由なお子さんのために

特別児童扶養手当	32
自立支援医療（育成医療）給付	32
養育医療給付	33
障害児通所支援事業	33
放課後等デイサービス	33

ひとり親家庭のために

遺児手当	34
児童扶養手当	34
ひとり親家庭医療費助成制度	35

相談機関

子育てで電話相談	36
健康相談 ましこ24	37
児童家庭支援センター	37

医療機関

医療機関一覧	38
・町内医療機関	
・町内歯科医院	
・緊急時の連絡先	39



公園に行こう

公園マップ 40



子育てカレンダー

	妊娠中	0歳	1歳
届出・健診等	妊娠届・母子手帳交付 P6	出生届 P9 乳幼児健康診査 P12	
	妊産婦健康診査 P6	予防接種 P12~13	
サポート	出産準備手当 P7 妊産婦医療費助成 P6	赤ちゃん訪問 P10 おっぱい相談 P14 育児・離乳食相談 P14 あかちゃんマッサージ あかちゃん体操 P14	
	ママパパ広場 P7	紙おむつ購入等助成 P11	
		保育園・認定こども園 P20~24	
		子育て支援センター・子育てサークル P16~19	
		ファミリー・サポート・センター P15	
		児童手当 P9・P30	
		こども医療費助成 P9・P31	



	2歳	3歳	4歳	5歳	入学
					入学通知 P26
	乳幼児健康診査 P12				
	予防接種 P12~13				
					
	保育園・認定こども園 P20~24				放課後児童クラブ P29
	子育て支援センター・子育てサークル P16~19				児童館 P19
	ファミリー・サポート・センター P15				
	児童手当 P9・P30				
	こども医療費助成 P9・P31				
	子育て応援手当 P30				



1 赤ちゃんが生まれるまで



1 母子手帳の交付

妊娠をした人は、市町村に妊娠の届出をすることになっています。益子町保健センターの窓口にある「妊娠届出書」に必要事項を記入して提出し、母子手帳の交付を受けましょう。あわせて、妊産婦医療費受給資格者証および妊産婦健康診査受診票の交付もしています。

＜必要なもの＞健康保険証、マイナンバーカード、
妊娠届出書（医療機関で発行された場合）
問い合わせ／益子町保健センター ☎0285-70-1121



2 妊産婦医療費助成等

【妊産婦医療費】

妊産婦さんが健康保険の適用になる診療を受けた場合の医療費を助成します。

＜助成期間＞母子手帳の交付を受けた月の初日または転入した日から出産した月の翌月末日まで

＜助成対象＞保険診療の自己負担分で、定期検診や通常分娩費用は対象外。高額療養費や付加給付に該当した場合、給付分を控除して助成します。また、医療機関ごとに1月500円は自己負担として控除して助成します。

＜申請期間＞受診した月の翌月1日から1年以内

＜受給資格＞医療費助成を受けるためには登録が必要です（母子手帳交付時）。

＜必要なもの＞母子手帳、健康保険証、通帳（初回申請時）

【妊婦健診・産婦健診の費用】

妊婦健診は保険外診療（費用は自費）ですが、費用の一部を助成する券（14回分）を発行しています（母子手帳交付時）。産婦健診（産後2週間・産後1か月）は各1回分です。

＜公費助成＞1回目20,000円、8回目11,000円、11回目9,000円
その他及び産婦健診5,000円（それぞれ上限とする）

※多胎妊娠の場合、さらに5回分（上限5,000円/回）追加して発行します

6

問い合わせ・申請窓口／益子町保健センター ☎0285-70-1121

3 出産準備手当 ～ウェルカムベビー手当～

赤ちゃん1人につき3万円の「出産準備手当」が支給されます。

＜申請時期＞妊娠22週過ぎの妊婦健診～出産前まで（産後申請不可）

＜対象者＞妊娠22週を経過、益子町に住所があり、町税を完納している方

＜必要なもの＞申請書、母子手帳（妊娠22週以降の記載があるもの）、
町税等完納証明書（税務課で申請）、
通帳（妊婦本人名義）



申請窓口／益子町保健センター ☎0285-70-1121

4 出産・子育て応援ギフト

妊娠1回につき5万円相当の出産応援ギフト、出生児童1人につき5万円相当の子育て応援ギフトを支給します。

＜申請時期＞出産応援ギフト…妊娠届出時

子育て応援ギフト…赤ちゃん訪問後～4か月健診前まで

＜対象者＞益子町に住所がある妊産婦

＜必要なもの＞申請書、アンケート、通帳（妊産婦本人名義）

申請窓口／益子町保健センター ☎0285-70-1121



5 ママパパ広場

ママパパ広場は、妊婦さんとパートナーのための教室です。

日時は、お問い合わせの上、ご予約下さい。



＜内容＞赤ちゃんのお風呂の入れ方、パパの妊婦体験など

＜場所＞保健センター

＜持ち物＞母子手帳

問い合わせ／益子町保健センター ☎0285-70-1121

7

6 おもいやり駐車スペース

妊娠7か月から産後12か月までの間、公共的な施設等にある障害者等用駐車場のうち「おもいやり駐車スペース」をご利用になれます。

＜必要なもの＞ 母子手帳

申し込み・問い合わせ／健康福祉課 福祉係 ☎0285-72-8866

7 出産育児一時金

出産育児一時金が、健康保険組合から直接医療機関に支払われます。

＜金額＞ 50万円

＜手続き＞ 分娩予定の医療機関窓口



問い合わせ／分娩予定の医療機関、または健康保険組合（国保の方は役場住民課）

提出先・問い合わせ／益子町保健センター ☎0285-70-1121

8 不妊治療

【栃木県不妊専門相談センター】

産婦人科医師や助産師などの専門の相談員が、不妊治療に関する医学的、技術的な相談から、治療中の不安、家族との関係など心理的な相談まで、相談者の意思とプライバシーを尊重しながら対応します。（面接相談、電話相談、メール相談）

問い合わせ／パーティ とちぎ男女共同参画センター内 ☎028-665-8099
メール funin.fuiku-soudan@air.ocn.ne.jp



2 赤ちゃんが生まれたら

1 出生届の提出

生まれた日を含めて14日以内に届出をすることになっています。

＜届出人＞ 父・母・同居者など

＜届出先＞ 父母の本籍地、父母の住所地、生まれたところ

＜必要なもの＞ 出生届（出生証明書）、届出人の印鑑（認印）、母子手帳

問い合わせ／住民課 戸籍住民係 ☎0285-72-8849

2 児童手当認定請求・額改定申請

児童手当を受給するためには申請が必要です。お子さんが生まれた場合や養育するお子さんが増えた場合は15日以内に申請してください。詳細はP30

＜支給対象者＞ 益子町に住所を有し、中学校修了までの児童を養育している方

＜手当の月額＞ 3歳未満一律15,000円、中学生一律10,000円、3歳以上小学校終了前 第1子・第2子10,000円、第3子以降15,000円

＜支払い時期＞ 6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～1月分）

＜必要なもの＞ 保険証（親子）、申請者の通帳、マイナンバーカード

問い合わせ・申請窓口／健康福祉課 児童家庭係 ☎0285-72-8865

3 こども医療費助成

18歳到達の年度末までの保険診療分の医療費について助成します。基本は現物給付ですので医療機関での支払いは不要です。（県外での受診時は償還払いのため申請が必要）医療費の助成を受けるには登録が必要です。詳細はP31

＜登録窓口＞ 保健センター

＜必要なもの＞ 健康保険証、通帳、母子手帳（出生時）

申請窓口／益子町保健センター ☎0285-70-1121



4 新生児聴覚検査助成

県内の委託医療機関で受診する際、検査費用の一部助成が受けられます。

<必要なもの> 母子手帳、新生児聴覚検査受診票（医療機関窓口提出）

<助成額> 初回健診に要した費用で上限 5,000 円

※県外で受診した場合は償還払いとなります。

必要書類：領収書・明細書・母子手帳・通帳・印鑑

問い合わせ／益子町保健センター ☎0285-70-1121

5 低出生体重児の届出

体重 2,500g 未満で生まれた赤ちゃんは、市町村に届け出ることになっています。育児面で心配なことがあるときには、訪問や電話相談が受けられます。

問い合わせ／益子町保健センター ☎0285-70-1121

6 こんにちは赤ちゃん訪問

助産師や保健師がすべてのご家庭を訪問し、赤ちゃんの体重測定や健康状態の確認、育児や産後の生活などの相談をお受けします。出生届出時「訪問連絡カード」もあわせて役場住民課へ提出してください。

※訪問の際、助産師は「産婦・新生児訪問指導員証」を、保健師は「益子町職員証」を携帯しております。訪問日時については、後日ご連絡いたします。

<訪問時期> 生後 0～4 か月以内

問い合わせ／益子町保健センター ☎0285-70-1121



7 産後ケア

産後、安心して子育てができるよう、契約した施設にて育児のサポートが受けられます。利用する際は申し込みが必要です。

<対象> 産後 1 年未満

問い合わせ／益子町保健センター ☎0285-70-1121

8 おむつ購入助成事業

赤ちゃんの健診及び健康相談時に「おむつ券・燃えるゴミ収集袋」等を配布します。出生時面接の際に申請書を提出してもらいます。

<内容> ましこスマイル通貨 8,000 円×3 回、燃えるゴミ収集袋×3 回

<配布時期> 4 か月・9 か月健診、12 か月健康相談時

* 出生時には栃木県から紙おむつ等のプレゼントがあります。



問い合わせ／益子町保健センター ☎0285-70-1121

9 チャイルドシート等購入費補助

チャイルドシート（ジュニアシートも含む）購入費の一部を補助します。

<対象者> 益子町に住所を有し、かつ居住しており、6 歳未満の子どもの扶養義務者で、町税を完納している方

<補助額> チャイルドシート購入時の 1/2（上限 10,000 円）

<申請期限> 購入日より 1 年以内

<必要なもの> 申請書、請求書、町税等完納証明書（税務課で申請）、印鑑、申請者の通帳、領収書、品質保証書等（詳細確認）

問い合わせ／健康福祉課 児童家庭係 ☎0285-72-8865

10 とちぎ笑顔つぎつぎカード（子育て支援パスポート事業）

18 歳未満のお子さんをもつ世帯及び妊娠中の方がいる世帯に発行します。全国の協賛店、協賛施設等でお買い物や施設利用時に特典を受けることができます。お申し込みの際は、母子手帳や健康保険証など該当世帯であることがわかるものをお持ちください。

※利用できる店舗・施設等については、

「内閣府のホームページ」→「内閣府の政策」→

「子ども子育て支援」→「全国共通コソダテ」で確認。



問い合わせ／健康福祉課 児童家庭係 ☎0285-72-8865



4 子育て支援



1 保健センター

各種教室、相談の日程はお問い合わせ・ご予約の上、ご利用下さい。

問い合わせ／益子町保健センター ☎0285-70-1121

【育児・離乳食相談】

お子さんの成長・発達と離乳食の進め方など、不安や疑問を解消できるようサポートします。

＜内容＞ 離乳食・育児相談や身長・体重測定ができます。

＜持ち物＞ 母子手帳



【あかちゃんマッサージ】



助産師による「あかちゃんマッサージ」の教室を実施しています。親子のスキンシップを深め、心身の柔軟性を高める上で効果的です。

＜対象＞ 生後2か月～6か月

＜内容＞ 低刺激オイルを使って全身のマッサージをします。

血行促進・便秘にも効果的

＜持ち物＞ 母子手帳、バスタオル、お子さんの飲み物



【おっぱい相談】



母乳に関するご相談はこちらまで。経験豊富な助産師より、ママのおっぱいの状態やお子さんの様子を見ながら今後についてのアドバイスを受けられます。

＜対象＞ 産後授乳中のお母さん

【あかちゃん体操】



親子で気持ちよく身体を動かしましょう。

＜対象＞ 生後6か月～12か月



【ことばの教室】



言葉や発達に心配のある就学前の幼児とその保護者を対象に、遊びや課題をとおし、発達指導員が個別支援します。

【おやこ心理相談】



心理師の個別相談により、気がかりや発達相談等を行うことでより良い母子関係を構築し、母子の健やかな発達促進を図ります。

2 ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、地域において「子育ての手助けをしてほしい方(利用会員)」と「子育てのお手伝いができる方(提供会員)」が助け合う会員制の互助事業です。

＜会員の条件＞

- ・利用会員…町内に居住または勤務している方で、生後6か月から中学3年生以下の子どもの保護者
- ・提供会員…町内に居住している心身ともに健康で積極的に支援活動を行うことのできる20歳以上の方（学生を除く）
※申し込み後に所定の講習を受けていただきます。

＜支援内容＞

保育園や小学校、習い事などの送迎や冠婚葬祭時の一時預かりなど。

＜料金＞

月曜日から金曜日までの7:00～19:00	1時間あたり500円 2人目以降は1/2
土・日曜日・祝日及び年末年始並びに上記以外の時間帯	1時間あたり600円 2人目以降は1/2
交通費（自家用車利用時）	1kmあたり20円
送迎に公共機関、タクシーを使用した場合	実費
食事（ミルクを含む）を提供した場合	実費

＜報償費＞

町から提供会員に支払います。

（平日・夜間・土日とも1時間あたり500円。2人目以降は1/2）

<入会申し込み>

利用会員…入会申込書、印鑑

提供会員…上記および身分証（運転免許証写し）

<利用方法>

利用したい日の5日前までに、ファミリー・サポート・センター（ましッココハウス）へ申し込んでください。事前に提供会員との打ち合わせがあります。

問い合わせ/ましッココハウス ☎0285-85-8190（火曜日定休）



3 地域の子育て支援施設

【益子町子ども子育て支援拠点施設】～ましッココハウス～

未就学児の親子を中心に、世代を超えた様々な人達が気軽に集い、情報交換や子育て相談なども行える、室内・外の遊び場です。

育脳プログラム（ましこ育脳※）を意識した活動やイベントのほか、ファミリー・サポート・センターとして会員さんのマッチングも行っています。

<開館日> 定休日（火曜日）及び祝日、

年末年始を除く毎日

9:30～17:00

<場所> ましッココハウス

<内容> 親子遊び、相談の場、季節の行事、講話など

リトミック（音楽遊び）・親子ヨガは、隔月1回

詳しくは、ましッココハウス通信（町HP掲載）をご覧ください。

問い合わせ/ましッココハウス ☎0285-85-8190

町ホームページ <http://www.town.mashiko.tochigi.jp/>

※ましこ育脳とは・・・

子どもの成長や能の発達過程に合わせて脳を育てることです。子どもたち一人ひとりの才能、持って生まれた能力を開花させます。



【地域子育て支援センター】～やわらぎ保育園 おやこクラブさくらんぼ～

子育て家庭の交流と遊びの場です。親子で楽しく過ごすことができ、また、子育てに関する情報交換、相談も行っています。

<開館日> 月曜日～土曜日（9:00～14:00）※土曜日は園庭開放

<場所> やわらぎ保育園 子育て支援センター、園庭

<内容> 遊び、相談の場、季節の行事、自然体験、親子ピクス、講話など

<費用> 無料

問い合わせ/やわらぎ保育園 ☎0285-72-1419



【たからキッズクラブ】～認定こども園たから幼稚園～

ママとキッズのための楽しい子育てサークルです。もちろんママ以外の家族の方の参加もOK。ともに子どもたちの成長を喜び合いましょう！

<活動日> 毎週木曜日 10:00～11:30

<場所> たから幼稚園ゆうぎ室等

<内容> 英語タイム、季節の製作、運動あそび、親子ふれあい遊び、水あそび

<費用> 前期（4～9月）1,000円、後期（10～3月）1,000円

<持ち物> 飲み物、うわばき、動きやすく汚れてもよい服

問い合わせ/認定こども園たから幼稚園 ☎0285-72-5963

【ひよこクラブ】～認定こども園七井幼稚園～

子どもはもちろん、大人もハッピーになれる場を目指しています。付き添いは家族みんなで参加しても大歓迎です。

<活動日> 毎週火曜日・木曜日 10:00～11:00

※月により変更あり

<場所> 七井幼稚園こども館、体育館、園庭

<内容> 親子で遊ぼう（英語・体操・リトミック）、季節の行事・製作、誕生会など

<費用> 保険料 1,000円、教材費 1,000円、ファイル・名札 300円

<持ち物> 飲み物、うわばき

問い合わせ/認定こども園 七井幼稚園 ☎0285-72-0492



【子育てサークル モンチッチ】

親子で楽しい時間をすごしませんか？季節ごとのイベントを楽しみながら、子育てに関する情報交換や親子ともに友達づくりをしましょう。気軽に見学・遊びに来てください。

- <対象> おすわりができるようになった乳児、幼児とその保護者
- <場所> 福祉センター2階 児童室
- <日時> 金曜日 9:30~11:30
- <持ち物> おやつ、飲み物



【子育てサークル すずめの学校】

集団での活動が苦手な子とその保護者を対象に、少人数で季節に合わせた遊びを通じた活動を行います。大人数が苦手な方にもおすすめです。

- <対象> 就園前の幼児とその保護者
- <場所> 福祉センター2階 児童室
- <日時> 火曜日 9:30~11:30
- <持ち物> おやつ、飲み物



申し込み・問い合わせ/益子町社会福祉協議会 ☎0285-70-1117

【中央公民館】

名称	内容	開催期日等	対象者
教育相談	しつけ、いじめ、友人関係など児童生徒の教育上の諸問題の相談を受けます	毎週火~土曜日 (休日休館日を除く)	一般
親子読書教室	読み聞かせボランティア「かたつむりの会」の絵本・紙芝居	毎月第4土曜日 (7月、12月除く)	親子
家庭教育学級	保育園等や小中学校において家庭教育に関する研修等実施	5月~3月	保育所等、小中学校保護者
ましこいきいき トライやるスクール	学校で体験できない自然・創作活動などの体験講座を開催	6月~2月	小学 5~6年生 中学 1~2年生
子育て・親育ち講座	次年度就学予定児の保護者、各家庭教育学級性を対象に、スマイルネット(親学習修了生)を講師として、子育て・親育ちを話し合い、意識を向上	通年	保育所等、小中学校保護者

問い合わせ/益子町中央公民館 ☎0285-72-3101

【やわらぎ児童館】

誰でも自由に無料で利用できます。

<開館日> 日曜・祝日以外の9:00~17:00

※毎月第1日曜日は楽しいイベント開催

問い合わせ/やわらぎ児童館 ☎0285-70-8066



4 地域の公園

親水公園や益子の森など自然を活かした公園があります。公園マップはP40をご覧ください。



- ① 益子町北公園
- ② 県立自然公園 益子の森
- ③ 七井中央1号公園
- ④ 七井中央2号公園
- ⑤ 七井中央3号公園
- ⑥ 大郷戸ダム親水公園
- ⑦ 益子町南運動公園
- ⑧ 小貝川親水公園

益子の森は、面積31haのなだらかな丘陵地で、アカマツやコナラ、クリ、ヤマザクラなどでおおわれている里山林です。林内には4kmの散策路、芝生広場、つり橋、展望塔などが整備されており、また、散策路沿いにはトリム施設のほか、樹木や野鳥の解説板も設置されています。家族でのんびり散策してはいかがでしょうか？

【北公園遊具広場】



【南運動公園遊具広場】



5 保育園・認定こども園



1 利用のための認定について

保育園や認定こども園を利用する場合は、利用のための認定（支給認定）を受ける必要があります。益子町では入園申込と同時にを行います。

【認定区分】

支給認定は1号、2号、3号に区分されます。



認定区分	年齢	対象	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	幼稚園の機能を希望の場合	認定こども園
2号認定	満3歳以上	保育が必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満	保育が必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育園 認定こども園

【保育認定】

保育を希望する場合（2号・3号認定）は、保護者やその家族が働いている場合、または、出産、疾病、介護などの理由によりご家庭でお子さんの保育ができないことが条件となります。



【保育の必要量の認定】

保育の必要量は「保育標準時間」と「保育短時間」の2つに区分されます。保育認定と同時に行います。

認定区分	利用時間	就労時間
保育標準時間	11時間 フルタイム就労を想定	月に120時間以上就労の場合
保育短時間	8時間 パートタイム就労を想定	月に48時間以上120時間未満就労の場合

問い合わせ／健康福祉課 児童家庭係 ☎0285-72-8865

2 保育園・認定こども園一覧

町内各園の園名・所在地、利用定員等は下記のとおりです。

R5.4.1 現在

保育園名	住所	電話番号 (0285)	定員		保育の内容				
					延長	障害児	一時	休日	学童
田野保育園 (生後満3か月～)	長堤 531	72-3531	保育	70	○	○			○
益子保育園 (生後満8週～)	益子 964	72-5670	保育	70	○	○	○	△	○
みどり保育園 (産休明け～)	益子 3607	72-2415	保育	60	○	○	○	△	○
七井保育園 (生後満8週～)	大沢 2492-2	72-2691	保育	40	○	○			○
やわらぎ保育園 (生後満8週～)	七井 3923-3	72-1419	保育	90	○	○	○		○

△陶器市期間中のみ

認定こども園名	住所	電話番号 (0285)	定員		保育の内容				
					延長	障害児	一時	休日	学童
認定こども園たから幼稚園 (生後満6か月～)	益子 2936-1	72-5963	保育 教育	60 30	○	○	○		○
認定こども園七井幼稚園 (生後満8週～)	大沢 1456-2	72-0492	保育 教育	119 105	○	○	○		○

【保育時間】



施設名	教育標準時間	保育短時間※	保育標準時間※	開園日
保育園（4園共通）		8:30～16:30	7:00～18:00	月～土曜日
やわらぎ保育園			7:30～18:30	
認定こども園たから幼稚園	9:00～13:45	8:00～16:00	7:30～18:30	月～土曜日
認定こども園七井幼稚園	9:50～13:50		7:00～18:00	

※保育の短時間・標準時間（保育の必要量）は、就労時間等によって認定されます。 ※各園延長保育有り

問い合わせ／健康福祉課 児童家庭係

☎0285-72-8865



3 入園申込について

保育利用（0～2歳：3号認定、満3歳以上：2号認定）と幼稚園的機能利用（満3歳以上：1号認定）では手続きに違いがあります。

【保育利用入園手続き】



- ＜受付期間＞・新年度入園（4月）→ 前年度の9月1日から10月末日まで
 ・年度途中入園（5～3月）→ 随時申込可能（入園は月ごと）
 ※利用定員がありますので、定員に応じて認定します。

＜申し込み先＞健康福祉課 児童家庭係

＜提出書類＞①支給認定申請書・施設利用申込書（児童1人につき1枚）

②自宅で保育が困難であることを証明できる書類

*転入の場合は、住民税課税状況の分かる書類の提出を求められることもあります。

自宅での保育が困難な理由	証明する書類
仕事のため保育ができない場合	就労証明書
母親が妊娠中や出産の場合	母子手帳 (表紙、出産予定日がわかるページの写し)
病気やけが、または心身に障害がある場合	医師の診断書、申立書、 身体障がい者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳(手帳は写し)
病人や障がい者を介護している場合	
求職活動	申立書
就学	在学証明書、申立書

申請に係る各種申請書は、健康福祉課や各保育園・認定こども園にあります。

【幼稚園的機能利用入園手続き】



- ＜受付期間＞・新年度入園（4月）→ 前年度の9月1日から
 ・年度途中入園（5～3月）→ 随時申込可能（入園は月ごと）
 ※利用定員がありますので、定員に応じて認定します。

＜提出書類＞①支給認定申請書・施設利用申込書（児童1人につき1枚）

*転入の場合は、住民税課税状況の分かる書類の提出を求められることもあります。

問い合わせ／健康福祉課 児童家庭係 ☎0285-72-8865



4 保育料について



令和3年度から保育料の全員無償化を実施しています！少子化対策の一環として当の間多子世帯副食費免除とあわせ町独自の施策として行うもので、従来は、下記のように認定区分や保育時間、収入（町民税所得割額）によって保育料（利用者負担額）は決まります。

国の制度では、3歳児以上の保育料については無償ですが、別途副食費がかり、3歳児未満の副食費は保育料に含まれているとしています。

【利用者負担額】



全員無償化実施前の保育料は次のとおりですが、全額助成します。（P24参照）

＜参考＞保育を必要としている0～2歳児（3号認定児）の保育料

階層区分		標準時間	短時間
第1階層	生活保護	0	0
第2階層	町民税所得割額 非課税	0	0
第3階層	町民税所得割額 48,600円未満	13,000 (6,000)	12,700 (6,000)
第4階層	町民税所得割額 77,100円以下	19,000 (6,000)	18,600 (6,000)
第5階層	町民税所得割額 97,000円未満	24,000	23,500
第6階層	町民税所得割額 169,000円以下	29,000	28,500
第7階層	町民税所得割額 211,200円以下	33,000	32,400
第8階層	町民税所得割額 301,000円未満	36,000	35,300
第9階層	町民税所得割額 397,000円未満	38,000	37,300
第10階層	町民税所得割額 397,000円以上	40,000	39,300

※（ ）ひとり親の額

【保育料の助成】3歳児未満

3号認定児にかかる保育料を無償化するには、「**3歳児未満保育料助成申請書**」の提出が必要です。なお、町外の認定こども園等を利用している場合は、償還払いとなりますので、施設長の支払い証明を受けた「**請求書**」を町へ提出する必要があります。

【副食費の免除】3歳児以上

多子世帯（第2子以上）については、**第1子から副食費を免除します！**
お子さんが2人以上いる方は「**多子世帯副食費免除申請書**」を提出してください。なお、町外の施設を利用している場合は、償還払いとなりますので、施設長の支払い証明を受けた「**請求書**」を町へ提出する必要があります。

問い合わせ／健康福祉課 児童家庭係 ☎0285-72-8865

5 特別保育事業

【**延長保育**】延長時間により保育料とは別に個人負担があります。

【**一時保育**】保護者が疾病、出産、学校行事参加などにより、家庭において一時的に保育が困難になった児童を預かります。個人負担があります。

【**預かり保育**】認定こども園において、教育認定児の午後の預かりに対応します。施設等利用給付認定を受けた方については、無償化の対象です。

問い合わせ／各保育園・認定こども園



【**病児保育**】益子町では、宇都宮市と協定を結び、済生会病院において病児・病後児保育を実施しております。個人負担があります。

問い合わせ／健康福祉課 児童家庭係
☎0285-72-8865

6 子育て施設マップ



6 学校・教育



1 小学校入学

【就学児健康診断通知書】

小学校へ入学するお子さんは、学校保健安全法の規定により、入学する前に健康診断と知能検査を受けることになっています。日時・会場を指定した通知書を、教育委員会から送付いたします。（毎年8月下旬頃発送）

●小学校一覧

小学校	所在地	電話番号 (0285)	実施内容
田野小学校	長堤 400	72-2536	・内科
益子小学校	益子 4665	72-2014	・歯科
益子西小学校	埴 1344	72-2532	・知能検査
七井小学校	大沢 202	72-2404	・視力 ・聴力



【入学通知書】

4月1日までに満6歳になるお子さんには、毎年1月末日までに「入学通知書」を送付いたします。通知書には、入学期日・入学する学校名が記載されています。1月1日以降に益子町に転入された方は、教育委員会で手続きが必要です。

問い合わせ／教育委員会（学校教育課 学校教育係） ☎0285-72-8862

2 小・中学校の転校

教育委員会で手続きが必要になります。必要な書類及び手続きは次のとおりです。

【町外から転入】

＜必要なもの＞①在学証明書、②教科用図書給与証明書、③日本スポーツ振興センターの加入に関する書類

※転入前に在籍していた学校が用意します。

＜手続き＞1.住民課で転入の手続きをする。（①～③の書類を持参）
2.教育委員会で「転入学通知書」の交付を受ける。
3.学校で詳細な手続きをする。（「転入学通知書」と①～③の書類を持参）

【町外へ転出】

＜必要なもの＞①在学証明書、②教科用図書給与証明書、③日本スポーツ振興センターの加入に関する書類

※学校が用意しますので、学校に問い合わせてください。

＜手続き＞1.担任の先生に転出する旨を伝え、①～③の書類を用意してもらう。
2.益子町の住民課で転出届をする。
3.転入先の市町村の教育委員会で手続きをする。（①～③の書類を持参）

【町内の住所変更】

*学区が変更になる場合

＜必要なもの＞①在学証明書

※学校が用意しますので、学校に問い合わせてください。

＜手続き＞1.担任の先生を通じて①の書類を用意してもらう。
2.住民課で転居の手続きをする。
3.教育委員会で手続き後、転校先の学校で詳細な手続きをする。

*学区が変更にならない場合

＜手続き＞1.住民課で転居の手続きをする。（教育委員会の手続きは不要です。）
※学校には教育委員会より通知いたします。

問い合わせ／教育委員会（学校教育課 学校教育係） ☎0285-72-8862

3 教育支援センター「つばさ教室」

益子町教室支援センター「つばさ教室」では、小中学校に在籍する不登校児童生徒に対し、一人ひとりが自分にあった活動ができるよう援助しながら社会的自立を促すとともに、学校生活への適応を図るための支援を行っています。

＜名 称＞益子町教育支援センター「つばさ教室」

＜所在地＞益子町大字益子 3711-1



問い合わせ／教育委員会（学校教育課 学校教育係） ☎0285-72-8862

4 特別支援学校への入学

特別支援学校では、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱のあるお子さんを対象としています。一人一人の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導が行われています。就学については、教育委員会へご相談ください。

- 県立盲学校 ☎028-652-2331
- 県立ろう学校 ☎028-622-3910
- 県立益子特別支援学校 ☎0285-72-4915
- 県立のざわ特別支援学校 ☎028-689-2655



問い合わせ／教育委員会（学校教育課 学校教育係） ☎0285-72-8862

5 就学の猶予・免除

お子さんが病弱・発育不完全などの理由で就学が難しいと認められる場合は、入学を延ばしたり就学を免除することができますので、教育委員会へご相談ください。



問い合わせ／教育委員会（学校教育課 学校教育係） ☎0285-72-8862

6 教育相談、援助

【教育相談】 🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸

児童、生徒の教育について、お悩みの方の相談に応じます。子ども本人、保護者の方が対象です。

随時相談を受け付けておりますので、教育委員会へご連絡ください。

【就学援助】 🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸

経済的理由によって、就学困難と認められる児童または生徒の保護者へ、給食費や学用品などの援助制度があります。

希望する方は、学校または教育委員会へ相談してください。所得額から判断しますので、確定申告が未申告の方は、確定申告をすることが条件となります。

問い合わせ／教育委員会（学校教育課 学校教育係） ☎0285-72-8862

7 放課後児童クラブ（学童クラブ）

放課後や長期休み期間などに、昼間に保護者のいない家庭の小学生に対し、遊びを主とする活動を通じて、児童の健全育成を図るとともに保護者の子育てと仕事の両立を支援することを目的としています。

名称	運営	所在地	電話番号	開所時間	備考
のびのびクラブ	(福)愛育会 田野保育園	長堤 531	72-5267	下校時 ～19:00	
益子保育園 学童保育	(福)四恩会	益子 964	72-5670	下校時 ～19:00	3年生まで
みどり保育園 学童クラブ	(福)正育会	益子 3607	72-2415	下校時 ～19:00	
明照 KIDS	(福)明照協会 七井保育園	大沢 2492-2	72-2691	下校時 ～19:00	
やわらぎ児童館 学童クラブ	(福)誠和会	七井 3928-1	70-8066	下校時 ～19:00	
おおぞらクラブ	益子西小学校 保護者会	埴 1367-1	72-3559	下校時 ～19:00	益子西小 児童のみ
たから幼稚園 フレンドクラブ	(学)観音寺学園	益子 2936-1	72-5963	下校時 ～18:30	
七井幼稚園 学童クラブ	(学)青葉学園	大沢 1456-2	72-9881	下校時 ～19:00	

土曜日、休校日及び長期休暇（夏季・冬季休暇等）についても開所しています。

【入会申し込み】

入会申込書に必要事項を記入のうえ、各学童クラブまたは保育園へお申し込みください。（申込書は各学童クラブ・保育園にあります）

利用料や長期休業中の開所時間等については[各学童クラブ](#)にお問い合わせください。

問い合わせ／各学童クラブ



【利用料助成】

令和4年度から月額利用料の助成を始めています! 町独自の施策として、利用児童1人につき1か月2,000円を助成します。半年ごとに、「**放課後児童クラブ利用料助成金交付申請書兼請求書**」を提出する必要があります。

問い合わせ／健康福祉課 児童家庭係 ☎0285-72-8865



7 手当・助成

1 子育て応援手当

4月1日現在益子町に住んでいる0歳～18歳の児童を養育する保護者に、児童1人当たり1万円分の地域通貨を支給いたします。なお、小中学校入学準備金として、基準日に満5歳児は3万円分、満11歳児は5万円分に増額します。該当者には5月下旬に申請書を送付いたします。

問い合わせ／健康福祉課 児童家庭係 ☎0285-72-8865

2 児童手当

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を応援するという趣旨のもとに支給するものです。（所得制限があります）お子さんが生まれた場合や、養育するお子さんが増えた場合は**15日以内に申請**してください。

<支給対象者> 益子町に住所を有し、中学校修了までの児童を養育している方。
 ※父母ともに収入がある場合は生計中心者（継続して所得の多い方）
 お子さんと別居している場合は、別居監護申立書等が必要です。
 監護生計同一要件を満たしている者が複数いる場合は、お子さんと同居している方が優先されます。（離婚協議中別居の場合は支給可能。単身赴任の場合は除きます）



<手当対象となる子ども>

0歳から中学校修了（15歳になった最初の3月31日）までの子ども

<手当の月額>

対象区分	児童手当
3歳未満（一律）	15,000円
3歳以上小学校修了前	第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ※18歳到達後の最初の年度末の子どもから数えます
中学生（一律）	10,000円
所得制限超世帯	5,000円 ※所得上限超世帯は支給されません

<支払い時期> 6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～1月分）

<必要なもの> 保険証（親子）、申請者の通帳、マイナンバーカード

<現況届> 養育状況や所得を確認するために、6月中に現況届の提出が必要となります。対象者には5月末に用紙を郵送いたします。
この現況届を提出しないと6月分以降の手当が受けられません。

問い合わせ／健康福祉課 児童家庭係 ☎0285-72-8865



3 こども医療費助成制度

子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの病気の早期発見や治療を促進し、子どもの健康の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。

<対象者> 誕生日（または転入日）から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで

<助成方法> 医療機関等の窓口で支払いをする必要がない現物給付となります。ただし、県外受診は一時立替となりますので、領収書を添えて保健センターへ請求してください。（償還払い）

<助成の範囲> 健康保険が適用された医療費（自己負担分）を助成します。
 ※健康診断や予防接種代、入院時の差額ベッド代、食事療養費等は助成の対象となりません。

※高額療養費や付加給付金を差し引いて助成します。

<受給資格者証> 医療費の助成を受けるには、登録の申請が必要です。
 出生届・転入届の際に保健センターで手続きしてください。

<必要なもの> 健康保険証、通帳、母子手帳（出生時）

問い合わせ／益子町保健センター ☎0285-70-1121



8 病気や体が不自由なお子さんのために



1 特別児童扶養手当

<受給対象者>

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父母、または父母に代わり養育をしている人が手当を受けることができます。外国人の方も対象。ただし、次のいずれかに該当するときは、手当を受けることができません。

- ①児童、請求者が日本国内に住所を有しないとき
- ②児童が児童福祉施設などに入所しているとき
- ③児童が障害を支給事由とする公的年金を受給しているとき
- ④父母または養育者などの前年度の所得が一定以上のとき



<受給対象者>令和4年4月現在

手当の等級	手当の額	障害の程度
1級	障害児1人につき 月額52,400円	身体障害者手帳1・2級及び3級の一部、療育手帳A1・A2の児童
2級	障害児1人につき 月額34,900円	身体障害者手帳3級及び4級の一部、療育手帳B1の児童（診断書により判定）

（内部障害は診断書による）同程度の障害が認められれば対象

<支給時期> 認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

4月：12月分～3月分 8月：4月分～7月分 11月：8月分～11月分

<申請方法>

認定請求書に添付書類を添えて申請してください。添付書類は、健康福祉課の窓口で確認してください。

問い合わせ／健康福祉課 福祉係 ☎0285-72-8866

2 自立支援医療（育成医療）給付

身体に障害等をもつ18歳未満の児童で、生活の能力を得るために治療等が必要な場合、指定医療機関で医療給付（所得制限あり）が受けられます。

問い合わせ／健康福祉課 福祉係 ☎0285-72-8866

3 養育医療給付

赤ちゃんの出生体重が2,000g以下または身体の機能が未熟なまま生まれた場合、指定医療機関で医療給付（入院に限る）が受けられます。

問い合わせ／益子町保健センター ☎0285-70-1121

4 障害児通所支援事業（ひまわり園）

心身に障害があると思われる乳幼児などを対象に、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるよう、日々の活動や訓練を通してお子さんの心身の成長・発達を促します。

●ひまわり園 ☎0285-84-3752



問い合わせ／健康福祉課 福祉係 ☎0285-72-8866

5 放課後等デイサービス

学校に就学している障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練をうけられます。町外の事業所も利用可能です。

利用にあたっては、町からサービスの支給決定を受ける必要があります。手続き詳細については、健康福祉課にお問い合わせください。

問い合わせ／健康福祉課 福祉係 ☎0285-72-8866



9 ひとり親家庭のために



1 遺児手当

父母の一方または両親が死亡した家庭で、義務教育終了前の児童を養育している方に支給されます。遺児手当を受給するには認定手続きが必要です。なお、前年分の町民税所得割が課税されている方は受給することができません。

<対象者> 父母の一方または両親が死亡した家庭で、義務教育終了前の児童を養育している方

<支給月額> 児童1人につき3,000円

<支払時期> 3月：12月分～2月分 6月：3月分～5月分
9月：6月分～8月分 12月：9月分～11月分

<支給期間> 認定請求をした翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

<添付書類等> 受給者および対象児童の戸籍謄本、受給者の通帳の写し、マイナンバーカード

問い合わせ／健康福祉課 児童家庭係 ☎0285-72-8865

2 児童扶養手当

離婚などで母(父)子家庭となり、児童(18歳以下)を養育している母(父)または母(父)の代わりに養育している方に、手当を支給します。なお、この手当には所得制限がありますので、詳しくは健康福祉課にお問い合わせください。また、該当者は毎年8月に現況届の提出が必要になります。

<対象者> 次の自由に該当する母(父)もしくは母(父)の代わりに養育している方

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父(母)が死亡した児童
- 父(母)が重度の障がいの状態にある児童
- 父(母)の生死が明らかでない児童
- 父(母)の引き続き1年以上遺棄されている児童



- 父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - 母が婚姻によらないで出産した児童
 - 父母ともに不明である児童
 - 母(父)が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた児童
- 上記に該当しても、次のような場合、手当の受給はできません。
- 受給資格者または児童が日本国内に住所を有していないとき。
 - 母(父)が婚姻しているとき。婚姻届を出していないくても、異性と同居しているなど事実上の婚姻関係にある場合も含みます。

問い合わせ／健康福祉課 児童家庭係 ☎0285-72-8865

3 ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の医療費について助成します(償還払い)。なお、この助成制度は所得制限がありますので、詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。また、該当者については、毎年8月に更新の手続きが必要となります。
※18歳到達の年度末までは「こども医療費助成」の対象になります。

<対象者> ひとり親家庭の児童(18歳以下)
その児童を養育する配偶者のない人



<助成対象期間> 児童が満18歳に達する日以降最初の3月31日まで

<助成の範囲> 健康保険が適用された医療費(自己負担分)を助成します。
※予防接種や証明料などはこども医療費と同様に対象外です。
※高額療養費や付加給付金も差し引いて助成します。付加給付金の詳細は、加入している保険組合にお問い合わせください。

<申請期間> 受診した月の翌月1日から1年以内(1年を経過してしまうと申請できません)

<受給資格者証> 医療費の助成を受けるには、登録の申請が必要です。
受給資格者証の内容に変更があった場合、汚損・紛失した場合再発行します。

<必要なもの> 健康保険証(養育者及び児童のもの)、マイナンバーカード

問い合わせ／健康福祉課 児童家庭係 ☎0285-72-8865





10 子育て相談

1 子育て電話相談

子育てで不安や悩みなどのご相談にご利用ください。

相談名	相談内容	相談時間	連絡先	相談員
アレルギー相談センター	アレルギー性疾患全般に関する相談	火・水曜日(祝日、年末年始は除く) 10:00~16:00	☎03-6759-2142 ホームページ: http://www.jaanet.org/	看護師 保健師等
テレホン児童相談	児童の養育・非行・不登校相談など	通年 9:00~20:00	☎028-665-7788	相談員
ホットほっと電話相談	家庭教育やしつけなど(保護者専用)	月~金曜日 8:30~21:30 土曜日 8:30~17:30	☎028-665-7867	相談員
いじめ相談さわやかテレホン	いじめ・不登校・学校生活に関する相談など(生徒専用)	24時間(日曜日は留守番電話・FAX(電話番号と同じ)で対応)	☎028-665-9999	相談員
こころのダイヤル	こころの悩み全般	月~金曜日(祝日、年末年始除く) 9:00~12:00 13:00~17:00	☎028-673-8341	相談員
		第2・4水曜日 9:30~11:30		
児童に関する相談・虐待通告など	18歳未満の児童に関する相談全般 非行・虐待・障がい(療育)	平日 8:30~17:00	☎028-665-7830	児童相談所職員
	虐待通告	24時間年中無休		
	児童家庭相談	月~金曜日 8:30~17:15	☎0285-72-8851	町職員
子育て世代包括支援センター	妊娠・出産・子育ての相談など	月~金曜日 8:30~17:15	☎0285-70-1121	保健師 助産師等
子ども家庭総合支援拠点	子育て家庭のこと	月~金曜日 8:30~17:15	☎0285-72-8851	保健師 保育士 看護師

2 健康相談 ましこ24

24時間・年中無休、通話無料・相談料無料でご利用いただけます。

●こんなとき、すぐにお電話ください

- ・赤ちゃんが夜中に熱を出した…どうしよう？
- ・ストレスが溜まって精神的にまいっている。疲れているのに眠れない。
- ・不意のケガで応急処置を知りたい。
- ・家族の介護のことで相談したい。
- ・アトピーの専門医を知りたい。
- ・休日でも診察できる病院を教えてください。
- ・真夜中に急病で誰にも相談できない。



<利用できる内容>

- ①育児、健康、医療、メンタルなどのご相談
- ②夜間、休日の医療機関または医療情報案内機関のご案内
- ③医療機関情報のご提供
- ④介護など、シルバー情報のご提供

<利用方法>

- ①フリーダイヤルにお電話ください。

0120-0285-72 (通話無料) ※携帯電話からもつながります。

- ②電話がつながりましたらお名前(匿名可)と年齢を告げてご相談ください。

※医師、保健師等がご相談に応じアドバイスいたします。

問い合わせ/住民課 国保年金係 ☎0285-72-8848



3 児童家庭支援センター

児童福祉に関する総合的な窓口として、本人・家族からの相談や学校・地域からの相談に応じます。

名称	実施主体	所在地	時間	連絡先	注意事項
ここにご広場	(福)恩賜財団 済生会支部 栃木県済生会	宇都宮市 竹林町945-1 (宇都宮乳児院)	月~金曜日 9:00~ 17:00 祝祭日除く	☎028-623-4152 FAX 028-626-5781	来所相談には事前予約が必要です。
ちゅうりっぷ	(福)養徳園	さくら市 喜連川1025 (養徳園)	毎日 24時間	☎028-686-2220	

11 医療機関



【町内の保健事業協力医療機関】

	医療機関名	診療科目	診療時間	休診日	住所	電話
1	菊池病院	内科、精神科、神経内科	9:00~12:00	日曜・祝日	埴316	☎72-3235
2	青木医院	内科、消化器内科、放射線科	8:30~11:50 13:30~17:20	日曜・祝日	芦沼896-1	☎72-7055
3	さつきホームクリニック益子	内科	10:00~13:00 14:00~18:00	火・木・土・日	長堤574-1	☎81-5137
4	鈴木医院	内科、小児科	8:30~12:00 14:00~18:00	日曜・祝日	益子1747-2	☎72-2032
5	高安医院	内科、呼吸器内科、循環器内科、アレルギー科、小児科	9:00~12:00 14:00~17:30	日曜・祝日	七井2493-2	☎72-7231
6	普門院診療所	内科、整形外科、泌尿器科、外科 リハビリテーション科、麻酔科	9:00~12:00 13:00~18:00	土・日午後、 火・水・祝日	益子4469	☎72-7122
7	益子内科胃腸科診療所	内科	8:30~11:00 15:30~17:30	第2・4土曜、 日曜・祝日	益子3425-1	☎72-3985
8	益子西クリニック	内科、放射線科、消化器科、循環器科、神経科	9:00~12:30 14:30~18:00	日曜・祝日	埴1163	☎72-7722
9	松谷クリニック	内科、小児科	9:00~12:00 14:00~18:00	土曜日午後、 日曜・祝日	益子1664	☎72-3590
10	ましこ令和クリニック	内科、循環器内科、腎臓内科	9:00~12:00 14:00~18:00	土曜日午後、 水・日・祝日	北中935-1	☎81-5210

【町内の保健事業協力歯科医院】



	医療機関名	診療科目	診療時間	休診日	住所	電話
1	ウエスト歯科クリニック	歯科	9:30~13:00 14:00~18:30	日曜・祝日	埴1163	☎72-8110
2	及川歯科医院	歯科、矯正歯科 小児歯科、 歯科口腔外科	9:00~12:30 14:30~18:00 (火・水・木 ~17:30) (土 ~16:30)	日曜・祝日	益子2056	☎72-2234
3	大塚歯科医院	歯科、矯正歯科 小児歯科	9:00~12:00 14:00~18:00	木曜・日曜・祝日	益子3638	☎72-0111
4	きくしま歯科医院	歯科、矯正歯科 小児歯科、 歯科口腔外科	9:00~12:00 14:00~18:30	木曜・日曜・祝日	長堤1123	☎72-6488
5	小谷歯科医院	歯科、矯正歯科 小児歯科	9:00~12:00 14:30~18:30	木曜・日曜・祝日	益子1416	☎72-6600
6	田代歯科医院	歯科	9:00~12:30 14:00~18:30	日曜・祝日	埴828-114	☎72-8951
7	平野歯科	歯科	9:00~12:00 14:00~18:00	木曜・日曜・祝日	益子910	☎72-9152
8	みやした歯科医院	歯科、矯正歯科 小児歯科	9:15~12:30 15:00~18:30	木曜・日曜・祝日	七井中央2-11	☎72-7123
9	牟田歯科医院	歯科	10:00~12:00 13:30~19:00	水曜・日曜・祝日	益子2289	☎72-3174
10	森下歯科医院	歯科	9:00~12:00 14:00~18:00	木曜・日曜・祝日	益子1666	☎72-2037

【緊急時の連絡先】

●とちぎ子ども緊急電話相談

お子さんが急な病気やケガで心配なとき

☎028-600-0099 ※携帯電話、プッシュ回線は、局番なしの☎#8000

月~土曜日 18:00~翌朝 8:00 まで

日曜日・祝日 24 時間 (8:00~翌朝 8:00 まで)

●中毒 110 番 (財団法人日本中毒センター)

化学物質による急性中毒の緊急相談に 24 時間体制で応じています。

- ・大阪中毒 110 番 ☎072-727-2499 24 時間 年中無休
- ・つくば中毒 110 番 ☎029-852-9999 9:00~21:00 年中無休
- ・たばこ専用電話 ☎072-726-9922 24 時間 年中無休、自動音声対応

●休日・夜間救急医療 (真岡市休日夜間救急診療所)

- ・所在地：真岡市中郷 227-1 芳賀赤十字病院新病院棟南側
- ・連絡先：☎0285-82-9910
- ・診療科目：小児科、内科



休日の昼間 (日曜日、祝日、12/29~ 1/3)	休日の夜間	平日の夜間 (月~土曜日)
9:00~12:00 13:00~17:00	18:00~21:00	18:30~21:30

※できるだけ、終了時間の 30 分前までに受付を済ませてください。

●新型コロナウイルス受診・ワクチン相談センター (コールセンター)

発熱等の場合、まずはかかりつけ医等最寄りの医療機関に電話相談を。

かかりつけ医等最寄りの医療機関に連絡できない場合は、受診・ワクチン相談センターへ。

☎0570-052-092 24 時間対応 (土日・祝日含む)





ますます しあわせ 子育てガイドブック

2023年4月

益子町役場 民生部 健康福祉課

〒321-4293 栃木県芳賀郡益子町大字益子 2030

電話：0285-72-2111（代表）

